

「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

子どもの自己肯定感や互いを思いやる心を育成する観点から、福井県が推進する「ポジティブ教育」を家庭へ普及啓発する動画コンテンツを作成し、広く発信することによって、学校と家庭の両輪で子どもの成長を後押しすることを目的とする。

作成した動画については、「TVer（ティーバー）広告」「公式 YouTube」「公共施設のデジタルサイネージ（ハイビジョン）」および SNS 等、その他メディア等にて配信を行い、プロモーション活動に広く利用する。

2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 業務名 「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務
- (2) 事業内容 「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (4) 予算限度額 1,900,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 審査会の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 審査会の日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 過去 3 年間に於いて、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

4 プロポーザル審査の手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 実施要領等の公表	令和8年8月20日（木）～9月4日（金）17:00
② 質問受付期間	令和8年8月20日（木）～8月26日（水）12:00
③ 参加申込・企画提案書提出期間	令和8年8月20日（木）～9月4日（金）17:00
④ 参加資格の結果通知	令和8年9月11日（金）17:00までに通知
⑤ 審査会	令和8年9月18日（金）13:30～
⑥ 契約内示	令和8年9月18日（金）
⑦ 契約締結（書面発送）	令和8年9月28日（月）

(2) 質問の受付および回答

次のとおり質問を受付し、回答する。

- ① 受付期間 令和8年8月20日（木）～8月26日（水）12:00
- ② 提出場所 「5 問い合わせ先」に同じ
- ③ 提出方法 （様式1）「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務企画提案募集に関する質問書により、電子メールにより送信すること。なお、電話、FAX、その他の方法での質問は一切受け付けない。
- ④ 回答方法 令和8年8月31日（月）17時までに、福井県ホームページ＞県政情報＞電子手続き＞入札案件 にて、掲載する。

(3) 参加資格の認定および企画提案書の提出

「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務公募型プロポーザルに参加する者は次のものを提出すること。

①-1 参加認定に関する提出書類

提出書類	部数
○（様式2）「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務公募型プロポーザル参加申込書 ○（様式3）企画提案参加資格誓約書 ○福井県競争入札参加資格決定通知書の写し ○履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの） ○企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類（企業案内等・大きさは任意） ○納税証明書（次のいずれも提出。発行から3か月以内に取得したもの） ・県税事務所が発行する、県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書 ・税務署が発行する納税証明書（その3の3。個人事業主の場合は、その3の2） ○直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し ○過去の同種案件の受託実績がわかるもの（契約書の写し等）	各1部

①ー２ 企画提案書に関する提出書類

提出書類	部数
○企画提案書（任意様式） 別添「ポジティブ教育推進事業動画作成配信業務委託仕様書」を満たす内容とし、以下の項目については必ず提案書に記載すること。なお、記載に当たってはアからカの順に記載すること。 ア 業務運営体制について イ 動画作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュールについて ウ プロモーション活動から生じる効果についてのKPI （例 動画の再生回数等） エ 作成する動画の内容や創意工夫について オ 動画配信の方法について カ 動画配信の効果や創意工夫について	各１部
○経費見積書（内訳含む） ・項目、数量、単価、金額、税等を明らかにすること。 ・費用の総額は「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務に係る公募型プロポーザル実施要領２の（４）に定める予算限度額を超えないこと。 ・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。	

② 提出期限 令和８年９月４日（金）１７時（必着）

③ 提出方法 電子メールにより提出すること。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における企画提案書等の内容の追加および変更は認めない。参加資格の確認に係る添付書類について軽微な不備があると認められる場合は、県が期限を定めて補正を求めることがある。

④ 提出先 「５ 問い合わせ先」に同じ

⑤ 留意事項

- ・企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等のデータは削除しない。
- ・提出された企画提案書等のデータは、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ・応募多数の場合、事前に書類審査をすることがある。
- ・（様式２）「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務公募型プロポーザル参加申込書を提出した者は、企画提案参加を辞退しようとする場合は、（様式４）「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務公募型プロポーザル参加辞退届を、審査会実施日の前日（土日祝日を除く、必着）までに、電子メールにより提出し、電話にて確認すること。なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

(4) 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年9月11日（金）17時までに電子メールにて通知する。（様式2）「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務公募型プロポーザル参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を通知する。

(5) 審査会

① 日 時 令和8年9月18日（金）13：30～

実施時間等の詳細は別途通知する。

② 場 所 福井県庁 11階 教育委員会室

③ 実施方法 プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 10分以内

④ 持参資料 企画提案書（事前に提出されたものと同じもの） 10部

（様式A）絵コンテ 10部

（様式B）キャラクター 10部

（様式C）キャラクター等の権利関係申告書 1部

⑤ そ の 他 ・（様式A～C）については、（別添）絵コンテ・キャラクター作成要領を参考に作成すること。

・プレゼンに必要なPCおよびデータについては各自持参すること。

・公正な審査の妨げの恐れがある行為を行った場合は、参加資格を失う

(6) 審査方法

① 下記の審査項目に従い、提出書類およびプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

審査項目		審査の観点
Ⅰ スケジュール、目標設定		
1	「ポジティブ教育」を家庭へ普及啓発するための動画作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュール	・「ポジティブ教育」を家庭へ普及啓発するための動画作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュールは妥当なものと認められるか。 ・設定されたKPIは妥当であるか。
Ⅱ 企画・構成		
1	「ポジティブ教育」を家庭へ普及啓発するための絵コンテを用いた動画作成	・県内の多くの保護者の注目を集める、絵コンテになっているか。 ・作成する動画の内容は、ポジティブ教育を広げる効果が期待できるか。 ・作成する動画は、ターゲットに効果的に訴求できる工夫などは行っているか。 ・作成する動画は、強く印象に残る工夫がされているか。

2	作成した動画を使用した効果的な広告・宣伝	・動画の配信を、効率的かつ効果的に実施できる工夫がされているか。 ・動画の配信は、福井県のポジティブ教育を広げるための宣伝効果があるか。 ・動画の配信は、話題性を生み出す工夫がされており、再生回数の継続的な増加が期待できるか。
3	自由提案	・独自の提案であり、その内容が優れたものであるか。
Ⅲ 趣旨・目的の理解、業務遂行能力、経費積算内訳		
1	趣旨・目的の理解 業務遂行能力 経費積算内訳	・本事業の趣旨、目的を理解した提案内容であるか。 ・業務に対し、積極的に取り組む意欲があり、業務を確実に遂行できる組織体制であるか。 ・見積書の積算額が上限以下であり、経費内容が妥当か。

- ② 委託候補者の選定については、審査会において総合的に評価し、最も優れた1社を委託候補者とする。なお、委託候補者が辞退した場合は、次点の者を委託候補者とする。
- ③ 選考結果については、プロポーザルに参加した全社に対し、代表者（担当者）宛電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

（7）契約の締結

審査の結果、選定された委託候補者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。したがって、委託候補者の選定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

（8）委託料の支払

受託者は別添委託契約書に規定する検査に合格した後、委託料の支払を福井県に請求するものとし、福井県は、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

5 問い合わせ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1
 福井県教育庁義務教育課 ふるさと教育グループ
 本件担当 坂井、龍勝
 TEL 0776-20-0575
 E-mail gimu@pref.fukui.lg.jp